

# 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第五十六号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「五七一」を「四二一」に改め、同表中三一一の項を三一三の項とし、二六〇の項から三一〇の項までを二項ずつ繰り下げ、二五九の項を二六〇の項とし、同項の次に次のように加える。

二六一	パークプラザ坂戸住宅	坂戸市本町	中層耐火	四九・四二	一五
-----	------------	-------	------	-------	----

別表中二五八の項を二五九の項とし、一五九の項から二五七の項までを二項ずつ繰り下げ、一五八の項の次に次のように加える。

一五九	春日部藤塚美咲住宅	春日部市藤塚	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	-----------	--------	------	-------	----

### 附則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。